

平成 29 年度 大町町一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理実施計画)

平成 29 年 4 月

大町町

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第6条第1項に基づき処理計画を次のとおり定めるものです。

本計画は、本町の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて上位計画である大町町一般廃棄物処理基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び地域の生活環境保全並びに公衆衛生の向上を確保することを目的とします。

2 計画区域

大町町全域 11.50 km²

3 計画期間

平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日

4 廃棄物処理基本方針

当町として直面するごみ問題解決を図り、生活環境の保全及び町民の健康保持のため、次の3つの柱を基本方針とし、町民、事業者、町（行政）それぞれの役割を明確化し、関係者が一体となって清潔で快適なまちづくりを推進するものとします。

- ・ごみの排出抑制・減量化の推進（リデュース）
- ・再利用の促進（リユース）
- ・再生利用の推進（リサイクル）

ごみ処理にあたっては、佐賀県西部広域環境組合（以下「組合」という。）と組合を構成する市町と十分連携を図るものとします。

なお、佐賀県西部広域環境組合は、4市5町（伊万里市・武雄市・鹿島市・嬉野市・有田町・大町町・江北町・白石町・太良町）で構成され、平成28年1月より稼働しております。

5 一般廃棄物の処理計画区域に係る一般廃棄物の排出状況

種 類	平成29年度排出見込量
もえるごみ	1,342 ^ト
もえないごみ	79 ^ト
粗大ごみ	73 ^ト
資源ごみ	277 ^ト

（大町町一般廃棄物処理基本計画より）

注）し尿及び浄化槽汚泥関係については、生活排水処理実施計画に掲げる。

6 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ	町 (委託) 排出者 許可業者	佐賀県西部広域環境組合 (4市5町処理組合)	クリーンパーク有田
もえないごみ			
粗大ごみ			
資源ごみ	町 (委託)	町 (委託)	—

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ	町 (委託) 排出者 許可業者	佐賀県西部広域環境組合 (4市5町処理組合)	クリーンパーク有田
もえないごみ			
粗大ごみ			

※ 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。自ら処理できない場合には、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、保管するなど町が行うごみの収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

7 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

【家庭系】

A 生ごみ等の減量化に対する支援

一般家庭から排出されるごみの減量化対策の一環として家庭から発生する生ごみを自家処理するため、生ごみ処理器等購入者に対し、購入金額の3分の1（最高16,000円）を予算の範囲内で補助金を交付する。

B 指定ごみ袋・シールの有料化制度の実施

もえるごみ、もえないごみ及び資源ごみ（ペットボトル、カン類、びん類、容器包装プラスチック）の専用袋並びに粗大ごみシールを町で指定し、有料化すること

により一般廃棄物の排出抑制を図る。

C 資源ごみ回収事業助成金交付金事業

地域や団体において、ごみ減量運動の一環としてごみの資源化と再利用を促進し環境保全を図るため行われる資源ごみ回収に対して、排出重量に応じた助成金を要綱に基づき予算の範囲内で交付する。

D 広報・啓発活動

廃棄物の減量化及び資源化について、町民及び事業者の理解と協力を得るため、次のような啓発事業を展開する。

- ・地域ごみ懇談会への連絡協力
- ・集団回収を行なう団体等との連携協力
- ・各種啓発パンフレット、冊子の作成・配布
- ・その他情報提供、広報・啓発活動

【事業系】

多量排出事業所に対して、廃棄物管理責任者の設置及び廃棄物減量計画書の作成を依頼し、必要に応じて立入り調査の実施と減量化指導を行う。

(2) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

大町町全域とする

イ 収集の方法及び回数

A 家庭から排出される一般廃棄物

一般収集計画

家庭から排出される一般廃棄物は、町が年間スケジュールを立て次の区分により託で収集する。なお、分別方法・排出方法の詳細は別に定める「ごみ収集カレンダー及びごみ分別カレンダー」のとおりとする。

区 分	全 域
もえるごみ	毎週 2 回 指定袋によりステーション方式で収集
もえないごみ	毎月 1 回 指定袋によりステーション方式で収集
粗大ごみ	持込収集（第 1・第 3 日曜日） 戸別収集（月曜日から金曜日）

資源ごみ	ペットボトル	毎月1回 指定袋によりステーション方式で収集
	カン類	毎月1回 指定袋によりステーション方式で収集
	びん類	毎月1回 指定袋によりステーション方式で収集
	容器包装 プラスチック	毎月2回 指定袋によりステーション方式で収集
	段ボール 紙製容器包装 新聞・牛乳パック 雑誌・書籍類	毎月1回 ステーション方式又は随時公共拠点施設で収集
	古布類	随時透明のビニール袋又は紙袋により公共拠点施設で収集
	乾電池	公共施設又は各公民館に設置した回収ボックスで随時収集
	蛍光管	随時公共拠点施設で収集

B 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理することを原則とするが、自ら処理できない場合には、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、保管するなど町が行うごみの収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

しかし、町の処理計画により排出することが困難な場合、または家庭系一般廃棄物の収集に支障を及ぼす恐れがある場合は、事業者自らの責任において、町が許可した一般廃棄物処理業者に収集運搬を依頼する。

C 直接搬入

家庭系及び事業系ごみを排出者自ら処理施設に直接搬入して処理を依頼する。その場合、持込量に応じた直接搬入手数料を支払う。

(3) 中間処理計画

ア 可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の概要

A 焼却施設の概要

名 称	佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設 (エネルギー回収推進施設)
所在地	佐賀県伊万里市松浦町山形字上高尾5092番地4
処理方式	ガス化溶融方式(シャフト炉式)
処理能力	205ト/日

B 不燃・粗大ごみ処理施設の概要

名 称	佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設 (マテリアルリサイクル推進施設)
所在地	佐賀県伊万里市松浦町山形字上高尾5092番地4
処理方式	低速・高速回転破碎
処理能力	22ト/5H

C 処理量及び残渣の量(見込み)

[単位:ト/年]

種 類	搬入量	処分量 内訳	溶融量	資源化量	処理残渣 埋め立て
もえるごみ	1,342	溶融施設	1,106	138	250
もえないごみ	79	粗大ごみ 処理施設			
粗大ごみ	73				
計	1,494		1,105	138	250

(大町町一般廃棄物処理基本計画より)

- ※ 溶融施設では、ごみを高温で溶かし、副産物としてスラグとメタルを生成する。
- ※ 不燃・粗大ごみ処理施設では、破碎物から鉄・アルミを回収したあと、残渣は溶融施設に搬入される。
- ※ なお、回収した鉄・アルミについては鉄類中間処理業者へ売却し再資源化を図る。

イ 資源ごみ中間処理施設の概要

A ペットボトルの中間処理施設の概要及び処理量

名 称	株式会社 イワフチ 西日本広域リサイクルプラザ
所在地	佐賀県武雄市北方町大字大崎 5 1 4 5 番地
処理方式	手選別、圧縮・梱包、保管
排出見込量	1 2 トン

※ 再商品化処理については、(財)日本容器包装リサイクル協会へ委託する。

B カン類の中間処理施設の概要

名 称	株式会社 イワフチ本社工場
所在地	杵島郡江北町大字下小田 3 3 0 5 番地 1
処理方式	分別、圧縮
排出見込量	7 トン

※ 圧縮品（スチール・アルミ）については、有価物の売却処理とする。

C びん類の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	株式会社 佐賀クリーン環境 佐賀リサイクルセンター
所在地	佐賀市大和町大字川上 3 5 2 9 番地 1
処理方式	手作業による色分別（無色・茶色・その他の色）、保管
排出見込量	3 3 トン（無色 1 4 トン、茶色 1 6 トン、その他 5 トン）

※ 再商品化処理については、(財)日本容器包装リサイクル協会へ委託する。

D 容器包装プラスチックの中間処理施設の概要及び処理量

名 称	株式会社 イワフチ 西日本広域リサイクルプラザ
所在地	佐賀県武雄市北方町大字大崎 5 1 4 5 番地
処理方式	手選別、圧縮・梱包、保管
排出見込量	3 5 トン

※ 再商品化処理については、(財)日本容器包装リサイクル協会へ委託する。

E 乾電池処理施設の概要及び処理量

名 称	株式会社 ジェイ・リライツ
所在地	福岡県北九州市若松区響町1丁目62番地の17
処理方式	破碎・選別
処理能力	5.6トﾝ／日
排出見込量	1トﾝ

※ 処理先（委託先）については、処理及び運搬料金を勘案して選定する。

F 蛍光管処理施設の概要及び処理量

名 称	株式会社 ジェイ・リライツ
所在地	福岡県北九州市若松区響町1丁目62番地の17
処理方式	破碎、水銀蒸留、再資源化
処理能力	18.3トﾝ／日
排出見込量	1トﾝ

※ 処理先（委託先）については、処理及び運搬料金を勘案して選定する。

G 古紙類の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	株式会社 イワフチ 本社工場
所在地	杵島郡江北町大字下小田3305番地1
処理方式	選別、圧縮・梱包
排出見込量	115トﾝ

※ 有価物（再生紙原材料）として売却処理

H 古布類の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	株式会社 イワフチ 本社工場
所在地	杵島郡江北町大字下小田3305番地1
処理方式	選別、圧縮・梱包
排出見込量	12トﾝ

※ 有価物（古着、ウエス加工原料）として処理

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要 (H29.3.31 現在)

A 飛 灰

名 称	クリーンパーク有田
所在地	佐賀県有田町戸杓乙 3381-1
埋め立て面積	6,000 m ²
全体容量	25,000 m ³
残余容量	17,103.1 m ³

B 不燃物等

名 称	有田町東不燃物捨場 (安定型最終処分場)
所在地	佐賀県有田町戸矢乙 1574
埋め立て面積	27,000 m ²
全体容量	39,200 m ³
残余容量	25,890.3 m ³

※平成28年度は、搬入実績なし

(5) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 引越し等による一時的な多量の一般廃棄物については、運搬すべき場所及び方法を別に指示する。

イ 町で収集・処理をしない一般廃棄物

A 特定家庭用機器再商品化法対象品目 (テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、エアコン)

排出者が自ら指定引取場所まで運搬するか、小売業者等または許可事業者収集運搬を依頼してもらう方法により処理する。

B 資源有効利用促進法による家庭用パソコンの処理

排出者が自ら製造事業者直接回収を依頼する方法により処理する。

C ペット (動物) の死骸

飼い主であった排出者が、生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分するか、専門ペット霊園等に処分を依頼する。

D 適正処理困難物

排出者が自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼する。

- ① 土石類・コンクリート製品、破片・レンガ・かわら 等
- ② タイヤ・バッテリー
- ③ 農薬・大型の農機具（家庭菜園等で使用する程度の農機具は搬入可能）・
農業用廃ビニール・漁網、海苔網
- ④ 中身の入った容器類・廃油等液体
- ⑤ ガスボンベ・消火器
- ⑥ その他感染性、毒性、爆発性、発火しやすい